

令和4年9月2日

第457回白石市議会定例会議案

目 次

第54号議案	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	・・・	1
第55号議案	令和3年度白石市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	・・・	2
第56号議案	令和3年度白石市水道事業会計利益の処分及び決算の認定並びに白石市下水道事業会計決算の認定について	・・・	3
第57号議案	白石市議会議員定数条例の一部を改正する条例	・・・	4
第58号議案	白石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	・・・	10
第59号議案	白石市営住宅管理条例の一部を改正する条例	・・・	15
第60号議案	指定管理者の指定について（みやぎ蔵王白石スキー場）	・・・	17
第61号議案	指定管理者の指定について（白石市南蔵王休憩所）	・・・	18

第 5 4 号議案

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 白石市
氏 名 四 竈 佳 彦
生年月日

住 所 白石市
氏 名 半 沢 道 彦
生年月日

令和 4 年 9 月 2 日

白石市長 山 田 裕 一

第 5 5 号議案

令和 3 年度白石市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 日

白石市長 山 田 裕 一

第 5 6 号議案

令和 3 年度白石市水道事業会計利益の処分及び決算の認定並びに白石市下水道事業会計決算の認定について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 日

白石市長 山 田 裕 一

第 5 7 号議案

白石市議会議員定数条例の一部を改正する条例

令和 4 年 8 月 2 2 日、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 1 項の規定により、白石市議会議員定数条例の改正の請求を受理したので、同条第 3 項の規定により、意見を付けて議会に付議する。

令和 4 年 9 月 2 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市議会議員定数条例改正請求書

1 請求の要旨（1千字以内）

本市の人口が平成22年は37,422人でしたが、令和2年には33,069人に減少し、令和7年は30,732人、令和12年は28,348人と推計され、減少の一途をたどっております。

全国市議会議長会の資料では、人口5万人未満の280市で1市当たりの平均議員数は16.8人と本市の議員定数を下回る実態となっています。また類似団体における議員定数は人口約2万8千人から人口4万人の市では議員定数が15人、16人が多く見られます。

また、現在の議員定数18人を適用した平成23年の市議会選挙の際は、人口が約3万7千人であり、議員一人当たり人口は2,055人でした。次期、令和5年の市議会選挙時に定数15人とした場合は、人口が約3万2千人と推計され議員一人当たり人口は約2,100人が見込まれ、平成23年の議員一人当たりの水準とほぼ同じくなるものであり、本市の議員定数も人口減少に比例した定数にすることが妥当と考えます。

市内112の自治会長で構成する白石市自治会連合会にも、市民からの議員定数削減が必要との声が多く寄せられたことから、同連合会の最高執行機関である支部長会において、条例改正の直接請求をすることとしたものです。

現在、本市は厳しい財政状況の中、行財政改革を推進しており、市議会においても更なる議会改革に努めるなど、市議会が行政とともに先頭に立って行財政改革に取り組んでいる姿勢を示すことが、市民の一層の信頼を得ることに繋がるものと考えます。

議員定数削減は、民意の吸収に支障が出ると言われますが、市議会にはこれまで以上に、意志決定機能と監視機能に加え、住民の声を吸収し、住民の声を政策として立案する機能の発揮が求められるところであり、選挙における厳しさが、議員の更なる資質向上と緊張感を持った議員活動となることを期待するところです。

「市民の声」、「人口減少」、「近隣市・類似団体の議員定数」、「市の財政状況」、「議会改革」などを考察した結果、議員定数削減が必須と判断いたしました。

つきましては、議会議員の条例定数を現行18人から3人削減し15人に改正することと、削減後の定数は次の一般選挙から適用するよう改正することを請求いたします。

2 請求代表者

宮城県白石市西益岡町10番14号

紺野澄雄

生年月日 昭和25年4月1日

性別 男

宮城県白石市福岡深谷字松場8番地2

佐藤政敏

生年月日 昭和22年1月22日

性別 男

宮城県白石市斎川字別当7番地

成澤一男

生年月日 昭和26年1月29日

性別 男

宮城県白石市大平森合字八ツ森山36番地

佐久間誠

生年月日 昭和23年8月21日

性別 男

上記のとおり地方自治法第74条第1項の規定により別紙条例案を添えて白石市議会議員定数条例の改正を請求いたします。

令和4年8月22日

白石市長 山田裕一様

(別紙)

白石市議会議員定数条例の一部を改正する条例案

白石市議会議員定数条例（平成 12 年白石市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

本則中の議員定数「18人」を「15人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

意 見 書

地方自治法第74条第1項の規定に基づき、白石市議会の議員定数を15人に改正するよう求める直接請求がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり意見を附します。

この度の請求につきましては、地方自治法上必要とされる有権者数の50分の1である566人を大きく上回る2,236人、有権者総数の約7.9%にあたる方々の連署をもって請求がなされたものであり、この請求のもつ意義の重さを真摯に受け止めております。

本市市議会議員の定数につきましては、平成12年2月の白石市議会議員定数条例制定時は24人でありましたが、平成18年2月定例会において21人に、平成23年6月定例会において18人とする条例が制定され、現在に至っております。

議員定数につきましては、市議会のあり方そのものに係る根幹的な事項であり、市議会においても令和2年12月に設置した議員定数・報酬検討特別委員会で様々な議論を重ねていただいていることは承知をしております。この度の直接請求につきましては、これまでの取組みを踏まえ、住民の声に慎重かつ丁寧なご審議のうえ、市議会の責任のもとで適切なるご判断をお願いしたいと考えております。

なお、提出された条例案について、法制執務上の考え方に照らして、その記述形式を本市の現行条例と合わせるため、別紙のとおり修正すべきものと考えます。

令和4年9月2日

白石市長 山 田 裕 一

(別紙)

白石市議会議員定数条例の一部を改正する条例

白石市議会議員定数条例（平成12年白石市条例第32号）の一部を次のように改正する。

本則中「18人」を「15人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

第 5 8 号議案

白石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

白石市職員の育児休業等に関する条例（平成4年白石市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を次のように改める。

(5) 非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3第3号を次のとおり改める。

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合）
- 当該子の1歳6か月到達日
 - ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
 - イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
 - ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
 - エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とさ

れた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4を次のとおり改める。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続

いて特定職に」に、「任期の末日の」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

第 5 9 号議案

白石市営住宅管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市営住宅管理条例の一部を改正する条例

白石市営住宅管理条例（平成9年白石市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表市営越田山根住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 6 0 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
みやぎ蔵王白石スキー場
- 2 指定管理者となる団体
白石市福岡八宮字不忘山無番地
特定非営利活動法人 不忘アザレア
- 3 指定の期間
令和 4 年 1 2 月 1 日から令和 9 年 5 月 3 1 日

令和 4 年 9 月 2 日

白石市長 山 田 裕 一

第 6 1 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

白石市南蔵王休憩所

2 指定管理者となる団体

白石市福岡八宮字不忘山無番地

特定非営利活動法人 不忘アザレア

3 指定の期間

令和 4 年 1 2 月 1 日から令和 9 年 5 月 3 1 日

令和 4 年 9 月 2 日

白石市長 山 田 裕 一